

【第3号議案】

加賀田中学校区青少年健全育成会規約 改正

章	条	項	区分	改 定 前	改 定 後	改 定 事 由
第1章 名称及び 事務局	2		追加		本会の所在地は加賀田中学校 (河内長野市石仏570)とする。	規定に本会の所在地の明記がなく、 金融機関口座管理上に問題がある。
第6章			追加		本会に相談役をおく。	会長経験者の中から適任者を任命し、 会長への助言を行うため。
	15				相談役は、会長経験者の中から、 本会が必要と認めた者を運営委員会が 指名し、本人の同意を得て決定する。	2条を追加したため。
	16				相談役は、会長に対して、 本会の運営に必要な知識、情報を提供あ るいは助言する。	
第10章 運営委員会	28		変更	役員、顧問、専門部長をもって 運営委員会を構成し、総会決議に基づく 本会の業務を統括し、かつ総会に 提出する議案を調整する。	役員、相談役、顧問、専門部長をもって 運営委員会を構成し、 総会決議に基づく本会の業務を統括し、 かつ総会に提出する議案を調整する	相談役制度追加のため。
第13章 参与及び 協力員			変更	参与及び協力員	参与	協力員制度の廃止のため。
	38		削除	本会に協力員を若干名おく。 協力員は会員の中で、本会が必要と 認めた者を運営委員会が指名し、 本人の同意を得て決定する。任務は 本会の行事開催時の協力を担う。		
第6章～ 第13章			変更	第6章～第13章	第7章～第14章	第6章追加のため
第2条～ 第38条				第2条～第38条	第3条～第40条	第2条追加、第38条削除のため
付則			追加		12.令和7年4月13日一部改正	